

山梨中央銀行・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カードの年会費は、個人会員規約・規定集の「割賦販売法第30条に定める情報提供書面」をご確認ください。

2025年12月9日改定

山梨中央銀行・プラチナ・ アメリカン・エキスプレス・カード会員特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と株式会社山梨中央銀行(以下「山梨中央銀行」といいます。)および山梨中銀ディーシーカード株式会社(以下「山梨中銀ディーシーカード」といいます。)の三社(以下「三社」といいます。)の提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行し、山梨中央銀行の預金口座をカード利用代金支払口座とする次のクレジットカードをいいます。
●山梨中央銀行・プラチナ・アメリカン・エキスプレス[®]・カード
2. 入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、三社に入会を申込むものとします。
3. 三社が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は三社の会員資格を有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員が三社いずれかの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等、会員資格を有するに不適当であると認められた場合、三社は何らの通知、催告を要しないで当該会員の会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が会員資格を喪失した場合、会員は、三社いずれかの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

会員は、三社各社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当該サービスを提供する各社所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(本規約等に基づく地位の譲渡)

会員は、三菱UFJニコスが必要と認めた場合、三菱UFJニコスが本規約等に基づく契約上の地位の一部または全部を山梨中銀ディーシーカードに譲渡すること、およびこれらに伴い、必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

2025年12月9日改定

山梨中央銀行・プラチナ・ アメリカン・エキスプレス・カード 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または山梨中央銀行・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(3社による個人情報の取扱い)

「個人情報の取扱いに関する同意条項」(ただし、当該同意条項第1条、第2条および第4条から第6条までを除く。)における「当社」とは、以下の3社を意味するものとし、各社は、当該同意条項および本特約に従い、本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)に係る個人情報を取り扱います。

①三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)

②株式会社山梨中央銀行(以下「山梨中央銀行」といいます。)

住所:〒400-8601 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

電話番号:055-233-2111(大代表)

③山梨中銀ディーシーカード株式会社(以下「山梨中銀ディーシーカード」といいます。)

住所:〒400-0016 山梨県甲府市武田2丁目9番4号

電話番号:055-255-1520(代表)

第3条(個人情報の提供等)

会員等は、三菱UFJニコスが取得した以下各号の情報を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- (1)入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- (2)入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。
- (3)本カード入会の事実および本カード会員資格またはカード利用者資格喪失の事実(理由を除く。)。
- (4)本カード会員番号と有効期限。
- (5)本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:山梨中央銀行、山梨中銀ディーシーカード

提携先の主な利用目的:

- ①提携先の銀行関連業務、およびクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発。
- ②提携先の銀行関連業務、およびクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。
- ③提携先のクレジットカード関連事業における会員管理。
- ④提携先が加盟店から受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内。

第4条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②④に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。